

高等学校等就学支援金制度について

1. 制度の概要

家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、平成22年4月から公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する制度が始まりました。

2. 就学支援金受給資格及び支給額

保護者等の市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額で計算される算定基準額が30万4,200円未満の世帯が該当(夫婦合算)

※政令指定都市の場合は、調整控除額に3/4を乗じて計算する。例)2,000→1,500

区分	算定基準額	就学支援金月額
①	非課税～154,499円	30,500円
②	154,500円～304,199円	9,900円
③	304,200円以上	0円

※海外在住で算定基準額が取れない場合は一律9,900円

算定基準額については、以下の書類で確認できる可能性があります。

課税証明書・市民税県民税の特別徴収額の決定通知書・住民税納税通知書

※上記の書類の調整控除額部分については、市区町村税分のみではなく他の控除額が合計して記載されている可能性がありその場合はその額を引いても算定基準額にはなりません。(市区町村によっては全く記載の無い事もあり。)

3. 手続きについて(上表区分の①～②の方及び算定基準額が不明な方)

オンラインでの申請となります。ご入学後に「ID」・「パスワード」を配布しますので、WEBにて「申請の有無」・「保護者情報」等ご入力ください。

作業完了後、事務室に「個人番号カード(写)等貼付台紙 兼 各種補助金に係る情報連携依頼書」をご提出ください。(学級担任には渡さないでください。)

手続きの流れについては、右下図をご参照下さい。

【重要】算定基準額が不明の方については必ず申請して下さい。

例)該当ではないと思い手続きしなかったが、再度確認したら受給資格があった。

気がついたときに手続きしたが、遑っての受給が出来ないため受給開始月が遅れた。

4. 提出期間

4月12日(月)～4月24日(水)まで

※提出書類の右下に「組・番号」(A-01)等を記入し、締め切りまでに事務室へ提出して下さい。

※提出期限をすぎますと、その月の就学支援金が受け取れなくなる可能性があります。

5. 就学支援金の受給方法について

就学支援金は、学校が生徒本人に代わって受け取り授業料と相殺されますが、本校では、一旦授業料を全額納入していただき、後日保護者(授業料納入口座)へ返金致します。(例年11月に半期分・翌年5月に残額分)

6. 就学支援金の申請時期及び受給期間について

在学期間中、特別な事情がなければ手続き不要です。(卒業時まで36ヶ月限度)

手続きが必要な例) 収入超過に該当した場合・個人番号の変更・保護者の変更

1月1日時点の住民票居住地「市区町村」が前年より変更になった。

(千葉県が市区町村に、課税情報を問い合わせをし算定基準額を取得する為)

※この制度とは別に「授業料減免制度・入学金軽減制度」があります。

時期になりましたらご連絡致します。(通常6月頃)

参考

就学支援金(文部科学省)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1342674.htm

千葉県奨学金(千葉県教育委員会)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/zaimu/enjo/shougakukin/>

授業料減免・入学金軽減(千葉県総務部学事課ページ)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/gakuji/shiritsutou/gakuhi-josei/genmen/genmen.html>

東京都私学財団(東京都にお住まいの方)

<https://www.shigaku-tokyo.or.jp/index.html>

手続き方法(流れ)

入学後、学校より「ID、パスワード」を受取

WEB(下記アドレス)にて、申請の有無・保護者情報等入力

個人番号カード(写)等貼付台紙 兼 各種補助金に係る情報連携依頼書に所定事項記入し、個人番号の写しを添付して事務室へ提出

※個人番号通知カード等がない場合は、個人番号の記載のある住民票の写しを添付して下さい。

※個人番号通知カードの写しでも手続きは可能です。但し、記載事項(氏名、住所、生年月日、性別、個人番号)に変更がない場合、又は(令和2年5月25日)以前に通知カードの変更手続きが完了している場合に限りです。

※就学支援金の手続き用アドレス

「<https://www.e-shien.mext.go.jp/>」

本校HPの事務所ページにもご案内があります。「<http://cnweb2.chibanichi.ed.jp/chibanichi-info/?cat=28>」

ご不明な点などございましたら、就学支援金担当「山下」・「重堂(じゅうどう)」までお問い合わせ下さい。